

# 平成 30 年度島根県計画に関する 事後評価

令和 2 年 1 0 月  
島根県

### 3. 事業の実施状況

平成30年度島根県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 医療提供体制構築事業	【総事業費】 1,277,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療需要が減少する中で、医療機関間の役割分担や連携を一層進めていく必要がある、療養病床の縮小に対応するための患者受入体制整備が不十分、といった課題に対し、各地域の実情に応じた適切な医療提供体制の構築に向けて、医療機関の病床機能転換・病床再編等への支援や必要な整備を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：30年度基金を活用した取組による県内医療機関の病床変動数</p> <p>※ ( ) 内は地域医療構想記載のH37 必要病床数－H27 病床機能報告病床数</p> <p>○高度急性期・急性期機能      ▲196床(▲2,047床)</p> <p>○回復期機能                      182床(    630床)</p> <p>○慢性期機能                      ▲137床(   ▲586床)</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>島根の実情にあった医療提供体制の構築を目指し、各医療機関等が圏域での合意に基づき、地域医療構想達成に資する1に掲げる施設設備整備事業へ取り組む場合、必要な経費を支援する。</p> <p>また、1の事業に取り組む医療機関等が、地域医療構想の達成にあたり施設整備事業だけではなく、2に掲げる事業を活用し、施設設備整備事業と一体となって地域医療構想の達成を図る場合、必要な経費を支援する。</p> <p>1. 施設設備整備事業(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床機能の転換</li> <li>・複数医療機関間の再編</li> <li>・病床規模の適正化を伴う医療機能の充実</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療拠点病院の機能充実等</li> </ul> <p>2. 施設設備整備関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床転換に伴い必要となる部門への医療従事者の派遣、確保等に必要となる事業等</li> <li>・病床転換や再編等に伴い必要となる人材を育成する事業等 (例：回復期機能への転換や回復期機能を強化することに伴い必要となる回復期病棟の運用に必要な専門性の高い看護師を養成するための研修等)</li> <li>・病床機能の転換や病床再編に取り組むにあたって必要となる調査・検討、又はコーディネーターの配置事業等</li> </ul>
アウトプット指標（当初の目標値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 7施設
アウトプット指標（達成値）	圏域での合意に基づき病床機能転換等を行う医療機関数 4カ所（令和元年度中の増加はなし）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>令和元年度までの病床機能転換・削減状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高度急性期・急性期機能 ▲190床</li> <li>○回復期機能 120床</li> <li>○慢性期機能 ▲45床</li> </ul> <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>令和元年度までに、急性期病床が190床、慢性期病床が45床減少したが、回復期病床が120床増加しており、本事業を活用し医療機関を支援する事により、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携に直接的な効果があった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>地域医療構想調整会議において合意が得られた地域医療構想の達成に資する整備に限定して実施しており、圏域の議論の促進にも取り組んでいる。また、施設整備又は設備整備に当たって、各医療機関において入札等を実施することによりコストの低下を図った。</p>
その他	<p>医療機関の施設整備（4カ所）</p> <p>安来第一病院、県立中央病院、公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根</p>

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.2 (医療分)】 しまね医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 268,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、医療機関等	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県は、東西に長い(約230km)県土と離島の存在、全国に先駆けて進展する高齢化、医師の地域偏在、といった課題を抱えている。このような状況の中で、限られた医療資源を活用し、効率的で質の高い医療提供体制が整備されるよう、しまね医療情報ネットワーク(以下、「まめネット」)を整備・活用し、構想区域を越えた医療機能の分化連携と病床再編を促進するとともに、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携などに取り組む必要がある。</p> <p>アウトカム指標：ネットワーク利用件数(連携カルテ閲覧件数) 現状値(H29年度平均)2,164件/月 →目標値(H30年度平均)2,300件/月</p>	
事業の内容(当初計画)	まめネットの整備等(まめネット連携アプリケーション整備、まめネットに接続するための院内システム整備等の経費)	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携アプリケーション(在宅ケア支援サービス等)の改修 4件</li> <li>・まめネットへの情報提供が新たに可能となる施設の数 16施設</li> </ul>	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携アプリケーション(周産期医療情報共有サービスの構築) 2件</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： ネットワーク利用件数(連携カルテ閲覧件数) 2,164件(H29年度)→3,761件/月(R元年度平均)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業によりネットワーク利用件数(連携カルテ閲覧件数)が3,761件/月に増加し、目標を達成した。まめネットへの参加者、参加医療機関を増加させることにより、他職種間の情報連携を促進し、質の高い医療・介護の提供に役立った。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 診療情報、健診情報、調剤情報、介護情報等をまめネットに一</p>	

	元的に集約することにより、低コストで効率的な情報連携の仕組みを整備できる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 医療連携推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 13,721 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	診療所を中心としたチーム	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 270 ヲ所 (2015 年度) → 287 ヲ所 (2020 年度) ・ 訪問診療を受けている患者数 5,769 人 (2015 年度) → 6,132 人 (2020 年度)	
事業の内容 (当初計画)	地域における医療連携の取組の促進を図るため、郡市医師会単位においてモデル事業として行われる小規模な医療連携の取組 (小規模なチーム作り) に必要な経費を県が補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅医療に取り組む連携チーム数 10 チーム	
アウトプット指標 (達成値)	令和元年度事業は、平成 29 年度計画で実施しているため、平成 29 年度事後評価を参照。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 30 年度計画分は執行していない。	
	(1) 事業の有効性 平成 30 年度計画分は執行していない。 (2) 事業の効率性 平成 30 年度計画分は執行していない。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4 (医療分)】 市町村計画に基づく在宅医療の推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 34,669 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所、病院数 270 カ所 (2015 年度) → 287 カ所 (2020 年度)</li> <li>・訪問診療を受けている患者数 5,769 人 (2015 年度) → 6,132 人 (2020 年度)</li> </ul>	
事業の内容 (当初計画)	<p>在宅医療の推進のために以下の取組を行う市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件不利地域に訪問診療・訪問看護を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営支援</li> <li>・訪問看護ステーションのサテライト整備費用の一部を補助</li> <li>・住民理解を深めるため、医療関係者と住民組織が一堂に会して共に考える場を創出</li> </ul>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>在宅医療の推進のために以下の取組を行う事業所及び市町村数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件不利地域に訪問診療を行う医療機関 50 カ所</li> <li>・条件不利地域に訪問看護を行う訪問看護ステーション 35 カ所</li> <li>・サテライトを整備する訪問看護ステーション 2 カ所</li> <li>・住民の理解促進事業を行う市町村 10 市町村</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8 市町の 23 医療機関、28 訪問看護ステーションが条件不利地域への訪問診療・訪問看護に取り組み、市町を通じ支援を行った。</li> <li>・1 市町において住民の理解促進事業を実施した。</li> <li>・サテライトを整備する訪問看護ステーションの実績はなかった。</li> <li>・各市町村の在宅医療提供体制の充実に寄与しただけでなく、市町村と医療機関等の連携体制強化にも寄与した。</li> </ul>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所、病院数 270カ所（2015年度） → 270カ所（2015年度）</li> <li>・訪問診療を受けている患者数 新たなNDBデータの提供がなく、直近の状況を確認できなかった。</li> </ul> <p>代替えとして、以下の指標により往診・訪問診療を実施している医療機関の総数の増加を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養支援病院・在宅療養後方支援病院・在宅療養支援診療所の合計数 127箇所（H29.4月） → 133箇所（R2.9月）</li> </ul>
	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>訪問区域の拡大を促進し、訪問型医療・介護サービスの総合的な確保を図ることができた。また、在宅医療の普及拡大に対し住民の理解を得ることができた。</p> <p>本事業により前述の参考指標の医療機関が増加したこと等から、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>市町村に対して補助を行うことにより、県が事業者に対して直接支援を行うのに対し、地域の実情に即した効率的な支援が可能となる。</p>
<p>その他</p>	



事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	<b>【No.5 (医療分)】</b> 地域医療・在宅医療に関する住民理解促進事業 在宅医療に関する病院の体制整備事業	<b>【総事業費 (計画期間の総額)】</b>  9,670 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内に所在する病院	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所、病院数 270 ヲ所 (2015 年度) → 287 ヲ所 (2020 年度)</li> <li>・訪問診療を受けている患者数 5,769 人 (2015 年度) → 6,132 人 (2020 年度)</li> </ul>	
事業の内容 (当初計画)	<p>在宅医療に関する県民の理解を深めるため、各種媒体を通じたわかりやすい広報を実施するとともに、普及・啓発の役割を担う医療従事者の養成を支援する。</p> <p>また、病院が在宅医療を地域で主体的に推進していくためには、病院に勤務するすべての職種がその必要性を十分理解した上で、組織全体で取り組むことが不可欠であるため、病院における研修をはじめとする体制整備を総合的に支援する。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療についての普及啓発シンポジウムの開催 1 回</li> <li>・在宅医療についての研修等に取り組む病院数 6 病院</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	令和元年度事業は、平成 29 年度計画で実施しているため、平成 29 年度事後評価を参照。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 30 年度計画分は執行していない。</p> <p>(1) 事業の有効性 平成 30 年度計画分は執行していない。</p> <p>(2) 事業の効率性 平成 30 年度計画分は執行していない。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6 (医療分)】 訪問看護支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 3,660 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数 H29.3月 317人 → H29.10月 327人 → H31年度 380人</p>	
事業の内容 (当初計画)	中山間地域における訪問看護サービスを拡大していくため、訪問看護を推進するための検討会を設置して検討を行うとともに、訪問看護師が他の訪問看護の現場を体験することで個々の知識や経験に応じた指導及び助言が受けられる機会を提供する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護支援検討会の開催 2回</li> <li>・相互研修に参加する訪問看護師の数 30人</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護支援検討会を1回開催し、訪問看護の推進に向けた取組について検討を行った。</li> <li>・20人の看護師が10か所の訪問看護ステーションでの相互研修に参加した。研修を通じ、訪問看護師のスキルアップだけでなく、病院と訪問看護ステーションの連携強化や病院看護師の在宅医療への理解促進が図られた。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数 (常勤換算) H29.3月 317人 → R元年度 412人</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業により訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数 (常勤換算) は317人から412人となり、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護支援検討会の開催により、訪問看護を取り巻く関係機関の代表者が多角的な視点で現状を分析・評価することで、訪問看護を推進する上での具体的な課題の整理と今後の方向</li> </ul>	

	<p>性の検討ができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相互研修の実施により、訪問看護師や病院看護師が他の訪問看護の現場を知ることで、実践的な学びを得ると共に、各地域での看看連携を深めることができた。</li> </ul> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>類似の会議等の活用により、訪問看護支援検討会の開催回数を最小限とすることで、コストの低下を図りながら効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 在宅緩和ケアを行う開業医等研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,176 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。	
	アウトカム指標：緩和ケア研修修了者数 H29 年度時点 1,228 人 → H30 年度 1,308 人	
事業の内容 (当初計画)	医療用麻薬の使用への抵抗感や緩和ケアに対する漠然とした不安感を解消し、在宅での緩和ケアを進めるため、開業医等を対象とした緩和ケア研修会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 2 回	
アウトプット指標 (達成値)	開業医を主な対象とした緩和ケア研修の開催 1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 緩和ケア研修終了者数 1,228 人 (H29 年度時点) → 1,459 人 (R1 年度末)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>島根県がん対策推進計画のうち全体目標「Ⅱ患者本位で将来にわたって持続可能なしまねらしいがん医療の実現」の達成のためには、患者やその家族の痛みやつらさが緩和され、その生活の質を向上させることが必要である。このため、療養場所が在宅であっても適切な緩和ケアが提供できるよう開業医など在宅医療に関わる従事者向けの研修会等を開催し、緩和ケアに関する知識や技術、態度の習得を促進する。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>がん診療連携拠点病院 (5 病院) が開催する緩和ケア研修会にも開業医等の参加が可能であることから、各拠点病院開催の研修</p>	

	<p>が終了してから開業医等を対象とした研修会を県医師会に委託して実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った。但し、各拠点病院及び県医師会と連携して拠点病院研修会への開業医等の受講を促し、在宅医療の提供体制の強化、質の向上につながった。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 在宅歯科医療推進対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,661 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれる中、在宅歯科の分野においても適切な医療を提供できるよう体制の維持を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標: 往診・訪問診療を行う歯科診療所数の維持 (H29. 3 月 175 カ所)</p>	
事業の内容 (当初計画)	在宅歯科医療の体制維持を図るため、歯科衛生士や歯科技工士に在宅歯科医療のために必要な技術等の研修を実施する。また、在宅歯科医療の推進のために多職種と連携した協議会を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	歯科衛生士及び歯科技工士に対する研修会の開催 3 回	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科衛生士及び歯科技工士に対し、在宅歯科医療に関する知識の普及及び技術向上のための研修会を開催した R1 年度 2 回 (歯科衛生士 1 回、歯科技工士 1 回)</li> <li>・ 在宅歯科医療の推進及び体制整備に向け、県内各地区及び全県で協議会を開催した。 R1 年度 9 地区各 1 回 / 全県 1 回</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標 :</p> <p>往診・訪問診療を行う歯科診療所割合 40.2% (H29.10) → 43.9% (R2.3)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 往診・訪問診療を行う歯科診療所割合は増加しており、本事業において在宅歯科医療の実施に必要な知識や技術を有する歯科衛生士・歯科技工士を育成することで、在宅歯科医療の体制整備及び質の向上を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 島根県歯科医師会に委託することにより、各地区における取組状況等の情報共有を効率的に行うことができる。また、より専門</p>	

	的な研修が開催できるとともに、歯科衛生士等を派遣する側である歯科医師の理解にもつながる。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業													
事業名	【No.10 (医療分)】 未来の医療を支える特定行為を行う看護師養成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 11,140 千円												
事業の対象となる区域	県全域													
事業の実施主体	県、病院、訪問看護ステーション													
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了													
背景にある医療・介護ニーズ	<p>1. 島根県の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地の奥の奥まで集落が点在しており、患者宅への訪問は不効率とならざるを得ない。</li> <li>・集落と集落を結ぶ道路は狭く離合が困難であり、車の運転に対する負担が大きい。</li> <li>・在宅医療の需要は高まる見込みであり、提供体制を強化しなければならないが、担い手となる開業医の高齢化と後継者不足が深刻な状況。高齢の開業医にとって訪問診療の負担は大きい。</li> </ul> <p>&lt;在宅医療等の需要 (推計値) &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2013 年</th> <th>2025 年</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,405 人</td> <td>11,786 人</td> <td>+1,381</td> </tr> </tbody> </table> <p>必要病床数等推計ツール (厚生労働省) から作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業医が不足している中山間地域では、病院勤務医が在宅医療を担う必要があるが、医師不足により進展が難しい状況。</li> <li>・このような状況の中で在宅医療の提供体制を強化するには、医師の役割を補完する 『特定行為を行う看護師』 の計画的な養成が急務。</li> </ul> <p>&lt;医師の役割の補完の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 手順書により一定の診療の補助 (胃ろうの交換等) が可能</li> <li>※ 正確なアセスメントに基づく病状管理が可能</li> </ul> <p>2. 「特定行為を行う看護師」が在宅医療で発揮する効果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医師の役割の補完</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書による一定の診療の補助</td> <td>【医師】 訪問診療の負担軽減 【患者】 外来受診の負担軽減</td> </tr> <tr> <td>正確なアセスメント能力</td> <td>在宅患者の異常の早期発見・介入による重症化予防</td> </tr> </tbody> </table> <p>➡ 訪問看護の質の向上      ➡ 在宅医療提供体制の充実・強化</p>		2013 年	2025 年	差引	10,405 人	11,786 人	+1,381	医師の役割の補完	効果	手順書による一定の診療の補助	【医師】 訪問診療の負担軽減 【患者】 外来受診の負担軽減	正確なアセスメント能力	在宅患者の異常の早期発見・介入による重症化予防
2013 年	2025 年	差引												
10,405 人	11,786 人	+1,381												
医師の役割の補完	効果													
手順書による一定の診療の補助	【医師】 訪問診療の負担軽減 【患者】 外来受診の負担軽減													
正確なアセスメント能力	在宅患者の異常の早期発見・介入による重症化予防													



	アウトカム指標：2025年までに特定行為を行う看護師100名を養成
事業の内容（当初計画）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内での指定研修機関の設置に向けた検討会の設置        県内に指定研修機関がないため、研修を受講するには、県外の研修施設へ長期間に渡り行かざるを得ない。家事の都合により受講を断念するなど、県内に研修機関がないことが養成の妨げになっているため、県内での指定研修機関の設置に向けた検討を行う。</li> <li>2. 研修受講に係る経費の支援        県外での研修受講は、看護師や医療機関等の金銭的な負担も大きいことから、入学金や受講料、長期滞在に要する経費、代替職員の雇用に要する経費を支援することにより、受講促進を図る。</li> <li>3. 制度の認知度向上のための普及啓発        特定行為研修の修了者が現場で活躍するためには、医師や看護師へ制度の認知度向上を図ることが必要であるため、先進的な取組事例をもとにした普及セミナーを開催する。</li> <li>4. 研修修了者へのフォローアップ体制構築の検討        研修終了後の更新制度がないため、質の担保・向上が図りにくいという課題があるため、研修修了者が定期的に能力の評価が行えるフォローアップ体制の構築に係る検討を行う。</li> </ol>
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での指定研修機関の設置 1カ所</li> <li>・研修受講に係る経費への支援 7カ所</li> <li>・認知度向上のための研修修了者及びその所属の看護部長等による意見交換会及び普及セミナーの開催 2回</li> <li>・フォローアップ体制の検討会の開催 2回</li> </ul>
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での指定研修機関の設置 5カ所</li> <li>・研修受講に係る経費への支援 7カ所</li> <li>・認知度向上のための研修修了者及びその所属の看護部長等による意見交換会及び普及セミナーの開催 4回</li> <li>・フォローアップ体制の検討会の開催 0回</li> </ul>
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：        県内看護師の研修修了者 17名</p> <p><b>（1）事業の有効性</b>        セミナー等により普及啓発を図り、研修機関の設置や受講費用補助を通じて受講促進につなげることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b>        県看護協会や医療機関など、関係機関と協働実施することで実施事業の効率化が図られた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.11 (医療分)】 訪問診療等に必要な設備整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 14,100 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内医療機関等	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢者人口の増加等に伴い、在宅医療需要の拡大が見込まれることから、在宅療養に関する理解促進、島根県の地理的条件も踏まえた在宅医療の体制整備、従事者確保等、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所、病院数 270 ヲ所 (2015 年度) → 287 ヲ所 (2020 年度)</li> <li>・訪問診療を受けている患者数 5,769 人 (2015 年度) → 6,132 人 (2020 年度)</li> </ul>	
事業の内容 (当初計画)	<p>医師が行う訪問診療・往診に必要な車両や医療機器の整備、及び、関連する在宅療養支援病院・診療所、訪問薬局などが行う在宅における医療の提供に必要な機器や設備の整備に対して支援を行う。</p> <p>また、現に在宅医療に従事する看護師等の技術向上を目的とした研修を大学の教育機関が実施するために必要な設備の整備に対して支援を行う。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅訪問診療の提供体制構築に資する設備整備を行う施設数 50 ヲ所	
アウトプット指標 (達成値)	在宅訪問診療の体制整備のため、診療所や訪問看護ステーションなど 19 機関が医療機器や訪問用車両の整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： (直近で公表されている NDB データにより把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所、病院数 270 ヲ所 (2015 年度) → 270 ヲ所 (2015 年度)</li> <li>・訪問診療を受けている患者数 5,769 人 (2015 年度) → 5,982 人 (2016 年度)</li> </ul> <p>新たな NDB データの提供がなく、直近の状況を確認できなかった</p>	

	<p>た。</p> <p>代替えとして、以下の指標により往診・訪問診療を実施している医療機関の総数の増加を確認した。</p> <p>・在宅療養支援病院・在宅療養後方支援病院・在宅療養支援診療所の合計数 127 箇所(H29.4月) → 133 箇所 (R2.9月)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>事業規模の小さい医療機関、訪問看護ステーション等が多い本県では、新たな投資が困難な場合が多いため、本事業を活用した支援により、在宅医療提供体制の裾野拡大と質の向上に直接役立っている。</p> <p>本事業により前述の参考指標の医療機関が増加したこと等から、在宅医療にかかる提供体制の強化・質の向上を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>医療機関等に対し、必ず複数社から見積もり徴することを求めるなどコストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13 (医療分)】 専攻医確保・養成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 27,937 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人島根大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 30 年度から開始される新専門医制度導入にあたり、県全体として研修医を確保・養成し県内定着を進めるために、県内全病院が参画し県内病院をローテートする養成プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消を図る必要がある。 アウトカム指標：県内の専門研修プログラムで研修を開始する医師数 37 人 (H30 年度) → 40 人 (H31 年度)	
事業の内容 (当初計画)	島根大学を中心とする県内のすべての病院による病院群をローテートして勤務する仕組みを構築するため、島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの専門研修部門の整備を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1 件	
アウトプット指標 (達成値)	新専門医養成プログラムの策定を支援する専門研修部門の設置 1 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数 37 人 (H30 年度) → 45 人 (R2 年度)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>島根大学医学部附属病院を基幹施設として、県内の病院群で構成する研修プログラムを作成し、県内病院でローテートして勤務できるような仕組みを構築することで、医師不足、地域偏在の解消に寄与した。</p> <p>令和 2 年度に県内の専門研修プログラムで研修を開始した医師数は 45 人で、平成 30 年度に比べ 8 人増加した。また、島根大学医学部附属病院以外の基幹施設プログラムによる専攻医の採用もあり、今後も魅力あるプログラムづくりを支援し、専攻医の確保を図る。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>基幹施設である島根大学医学部附属病院に委託することによ</p>	

	り、低コストで効率的に実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 地域勤務医師育成支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 50,000 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	国立大学法人鳥取大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：鳥取大学から県内への派遣医師数の維持 (H30.4 時点 182 人)	
事業の内容 (当初計画)	鳥取大学医学部には、島根県の地域枠を 5 名設置しており、これら地域枠学生が、卒業後、島根県の地域医療に貢献できるよう、鳥取大学における医療技術の習得に資する環境整備、地域医療教育の充実に必要な経費を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	大学医学部における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する大学数 1 件	
アウトプット指標 (達成値)	鳥取大学医学部における教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する大学数 1 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 鳥取大学から県内への派遣医師数 182 人 (H30.4 時点) → 179 人(R2.4.1 現在) <b>(1) 事業の有効性</b> 鳥取大学から県内への派遣医師数は、派遣先の病院が診療所化したことにより 179 人と減少したが、本事業により教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する環境整備、地域医療教育の充実に資する経費に限定して支援をすることにより、概ね H30.4 時点の水準を維持した。また、中山間地域を多く抱える西部への派遣数は増加したため、地域医療を担う医師の育成に寄与した。 <b>(2) 事業の効率性</b> 県内への一定数の医師派遣が期待できる鳥取大学における研修・教育環境の整備、地域医療教育の充実に資する経費に限定して支援をすることにより、効率的に実施している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (医療分)】 医学生奨学金の貸与	【総事業費 (計画期間の総額)】 162,993 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院・公立診療所の医師の充足率 H29 年度 77.0% → H31 年度 80%	
事業の内容 (当初計画)	将来医師として県内の地域医療に携わる意志のある大学生、大学院生に対して奨学金を貸与する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	奨学金貸与者の継続的確保 32 人/年	
アウトプット指標 (達成値)	新たに 31 人に奨学金を貸与した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R2. 10 月に勤務医師実態調査を実施予定 (病院・公立診療所の医師の充足率 R1 年度 79.9%)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業により病院・公立診療所の医師の充足率は向上したため、県内で勤務する医師の確保、とりわけ地域の医療機関に勤務する医師数の増加に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 研修医研修支援資金の貸与	【総事業費 (計画期間の総額)】 19,200 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いている。このような状況は特に特定診療科において顕著であり、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：産婦人科における医師の充足率維持 (H29 年度 75.6%)	
事業の内容 (当初計画)	県内で産婦人科等の専門医取得を目指す初期臨床研修医や専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医に対して研修支援資金を貸与する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修支援資金貸与者の継続的確保 4 人/年	
アウトプット指標 (達成値)	新たに 2 人に研修支援資金を貸与した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R2.10 月に勤務医師実態調査を実施予定 (産婦人科における医師の充足率 R1 年度 78.0 %)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>研修を支援することで、県内で研修を行う研修医が増加し、産婦人科における医師の充足率維持の目標を達成したため、県内医療機関の医療提供体制の維持につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>適切な貸与額、返還免除条件を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>	
その他		



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 114,062 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：病院・公立診療所の医師の充足率 H28年度 75.5% → H31年度 80%	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>若手医師のキャリア形成支援、充実した研修体制の推進等を行い、医師の県内定着を図ることにより、本県の地域医療の確保を実現する。</li> <li>医師の確保・定着のためには、働きやすい職場環境づくりが必要であるため、関係機関・団体等と連携し、県内女性医師等の復職支援等を行う相談窓口 (えんネット) を設置運営する。 (委託先：一般社団法人しまね地域医療支援センター)</li> </ul>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア形成プログラムの作成数 156 人分</li> <li>地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100%</li> <li>相談窓口における相談件数 50 件</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア形成プログラムの作成数 201 人分</li> <li>地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100%</li> <li>相談窓口における相談件数 15 件</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： R2.10月に勤務医師実態調査を実施予定 (病院・公立診療所の医師の充足率 R1年度 79.9%)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業により支援センター登録医師の県内勤務医師数は着実に増えており、県内の初期臨床研修医数の増加も見られるなど、取組の成果が現れつつある。また、病院・公立診療所の医師の充足率も向上しており、本事業は医師の確保に効果があった。</p>	

	<p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>研修病院合同説明回等の事業は、県全体として取り組むことにより、個々の病院が単独で取り組む場合と比較して、低コストで効率的かつ効果的に実施している。</p> <p>また、地域医療支援学講座（寄附講座）と同じ建物（島根大学医学部）に設置し、密に連携することで卒前から切れ目のない支援を実施している。</p>
その他	県内で後期研修を開始する医師数も増加傾向にある。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19 (医療分)】 地域勤務医師応援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 126,161 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医師確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：病院・公立診療所の医師の充足率 H29年度 77.0% → H31年度 80%	
事業の内容 (当初計画)	過疎地域、離島における医療機関の医師確保対策を支援するため、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出した医療機関に対し、その経費の一部を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 26 病院	
アウトプット指標 (達成値)	他の医療機関から非常勤医師の応援を受けることにより医師の負担軽減を図る医療機関の数 24 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：R2.10月に勤務医師実態調査を実施予定 (病院・公立診療所の医師充足率 R1年度 79.9%) <b>(1) 事業の有効性</b> 過疎地域、離島における医療機関が、非常勤医師に対し交通費等を支出することにより、非常勤医師の採用を促進することができた。 <b>(2) 事業の効率性</b> 特に医師が不足している過疎地域、離島における医療機関に限定して支援することで、効率的な実施ができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21（医療分）】 医師派遣等推進事業、周産期医療体制構築事業、 小児救急電話相談事業等	【総事業費（計画期 間の総額）】  54,937千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県内医療機関、県内産科医療機関	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成25年度までの国庫補助事業により行ってきた特定診療科に対する支援や医師の確保対策によっても、特定診療科の医療提供体制は厳しい状況が続いており、継続的な対策を行い、特定診療科の体制維持・充実を図る必要がある。  アウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数の維持（H28年度 65人） ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数の維持（H28年度 16.5人） ・小児（二次・三次）救急対応病院数の維持（H29年度 18病院）	
事業の内容（当初計画）	1. 医師派遣等推進事業 地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、医師確保が困難な地域における医療の提供を図る。 2. 周産期医療体制構築事業 ・産科医等の処遇改善を図るため、分娩の取扱に従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 ・将来の産科医療を担う医師の育成・確保を図るため、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行う。 ・過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇を改善するため、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援を行う。 3. 小児救急医療医師研修 地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の小児科医師、内科医師等を対象として小児救急医療に関する研修等を実施する。 4. 小児救急電話相談事業	

	<p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートするため、民間事業者を活用し、急病時の対応について医師等が助言する電話相談事業を実施する。</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張面談や視察を通じた医師の招へい 10名</li> <li>・分娩手当を支給する産科医療機関数 15施設</li> <li>・分娩手当支給者数 65人</li> <li>・小児救急電話相談の相談件数 5,600件</li> <li>・小児救急医療医師研修の開催 2回</li> </ul>
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張面談や視察を通じた医師の招へい 7名</li> <li>・分娩手当を支給する産科医療機関数 18施設</li> <li>・分娩手当支給者数 75人</li> <li>・小児救急電話相談の相談件数 7,047件</li> <li>・小児救急医療医師研修の開催 1回</li> </ul>
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手当支給施設の産科・産婦人科医師数及び分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数については最新の調査結果が出ていないため、病院勤務医の状況により指標については概ね維持できていると評価している。</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">産科・産婦人科の病院勤務医師数 H28年度 50人 → R元年度 52人</p> <p style="padding-left: 2em;">分娩1000件当たりの産科・産婦人科の病院勤務医師数 H28年度 13.9人 → R元年度 16.6人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児（二次・三次）救急対応病院数 H30年度 18病院 → R元年度 18病院</li> </ul> <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>本事業により病院及び公立診療所に勤務する常勤産婦人科数は増加した。小児（二次・三次）救急対応病院数も維持されており、特定診療科の体制維持・充実を図ることができた。</p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p style="padding-left: 2em;">地域の医療機関に勤務する医師の確保に向けて、出張面談、地域医療視察ツアーを実施することにより、招へいに向けた医師の理解の促進が図られた。</p> <p>○周産期医療体制構築事業</p> <p style="padding-left: 2em;">分娩の取扱いに従事する医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られた。</p> <p style="padding-left: 2em;">令和元年度は申請がなかったが、臨床研修修了後の専門的な研</p>

	<p>修において産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給する医療機関に対して財政的支援を行うことにより、将来の産科医療を担う医師の育成・確保が図られる。</p> <p>また、出産後NICUに入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関に対して財政支援を行うことにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医（新生児科医）の処遇の改善が図られた。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>令和元年度は医師等を対象に、麻しん風しん対策、予防接種に関する研修会を開催し、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上に一定の効果が得られた。</p> <p>○小児救急電話相談事業</p> <p>高次医療機関小児科への患者集中を緩和し、勤務医の負担を軽減するとともに、安心な子育てをサポートする体制を維持することができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>○医師派遣等推進事業</p> <p>医師が赴任を考えるにあたり、面談や見学のための交通費を心配することなく検討してもらうことができ、効率的な医師の招へいにつながった。</p> <p>○小児救急医療医師研修</p> <p>圏域単位で実施することで、参加者の旅費等が削減され、経済的な執行ができた。</p> <p>○小児救急電話相談事業</p> <p>電話による相談という簡易な手段により、多くの相談を経済的に執行することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22 (医療分)】 看護職員の確保定着事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 87,915 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県看護協会、県内に所在する病院	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成27年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、看護職員確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院の看護師の充足率 H29年度 96.4% → H31年度 97%	
事業の内容（当初計画）	各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上を図るため、他医療機関等が開催する研修を受講するために要する経費の支援を行う。 また、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に参加する病院の数 20 病院</li> <li>・ナースセンターの運営 1カ所</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に参加した病院の数 28 病院</li> <li>・ナースセンターの運営 1カ所</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： R2.10月に看護職員実態調査を実施。 (病院の看護師の充足率向上 R1年度 96.4%)	
	<b>(1) 事業の有効性</b> 看護師の充足率は減少したが、新人看護職員に対する研修、中堅看護職員に対するキャリアアップのための研修等を講ずることにより、看護職員の意欲向上やメンタル面での支援が可能となり、病院への定着、離職防止につながっており、離職率の減少という結果からも見て取れるように看護師の確保・定着に一定の効果があった。(H30 県内病院における看護職員の離職率 7.1%。H30 全国平均 10.7%)	

	<p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>単独での研修開催が難しい中小病院に対して、新人職員向けの合同研修を行い、研修を集約化すること等で参加者や研修指導者の負担軽減を図り、効率的・経済的な研修実施等を行うことでコストの低下を図っている。</p>
その他	



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23 (医療分)】 院内保育所運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 51,245 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H29 年度 77.0% → H31 年度 80% ・病院の看護師の充足率 H29 年度 96.4% → H31 年度 97%	
事業の内容 (当初計画)	医療従事者の離職防止及び再就業を促進することで、良質な医療提供体制の確保を図るため、県内の病院及び診療所に勤務する職員のために保育施設を運営する事業について財政支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	院内保育所の運営費支援 12 カ所	
アウトプット指標 (達成値)	院内保育所の運営費支援 10 カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R1. 10 月に勤務医師実態調査及び看護職員実態調査を実施 (病院・公立診療所の医師の充足率 R1 年度 79.9%) (病院の看護師の充足率 R1 年度 96.4%)	
	(1) 事業の有効性 院内保育所を整備・運営することにより、育休からの早期復帰や退職防止につなげることができ、医療従事者の確保に効果があった。 (2) 事業の効率性 旧国庫補助事業の補助要件からの拡充内容を最小限とすることで、コストの低下を図っている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 看護師等養成所の運営、看護教員継続研修、実習指導者養成講習会	【総事業費 (計画期間の総額)】 110,547 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況である。看護教員の資質向上、看護師等養成所の運営支援を通じ、看護師等養成所の魅力向上を図り、県内進学促進、県内就業につなげることで、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：病院の看護師の充足率 H29 年度 96.4% → H31 年度 97%	
事業の内容(当初計画)	保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) に基づき指定を受けた島根県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所に対してその運営や教員の資質向上に要する経費を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等養成所の運営費支援 7カ所</li> <li>・看護教員継続研修の開催 2回</li> <li>・実習指導者養成講習会の開催 1回</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等養成所の運営費支援 7カ所</li> <li>・看護教員継続研修の開催 2回</li> <li>・実習指導者養成講習会の開催 1回</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R1. 10 月に看護職員実態調査を実施 (病院の看護師の充足率 R1 年度 96.4%)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 看護師等養成所の専任教員の養成及び人件費等の運営費を支援することにより、看護教育の充実を図ることができ、看護師の確保に効果があった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 旧国庫補助事業と同様の補助要件とすることで、コストの低下を図っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 6,273 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H29 年度 77.0% → H30 年度 80% ・病院の看護師の充足率 H29 年度 96.4% → H31 年度 97%	
事業の内容 (当初計画)	県内医療機関に勤務する、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関が自主的に行う勤務環境改善の取組を支援する。(訪問支援、相談対応のほか、医療機関への普及啓発等を行う)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 6 施設	
アウトプット指標 (達成値)	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 4 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 勤務環境改善実施計画策定病院数 32 病院 (R1 年度)  (1) 事業の有効性 センターが訪問支援等を行うことにより、医療機関の自主的な取組をサポートすることができ、医療従事者の勤務環境改善を図ることで医療従事者の確保につながった。 (2) 事業の効率性 関係アドバイザーが一体となって訪問支援することで、効率的・経済的に実施している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	<b>【No.26 (医療分)】</b> 医療従事者の確保に関する支援事業 医療従事者研修環境整備事業	<b>【総事業費 (計画期間の総額)】</b> 18,215 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内に所在する病院、郡市医師会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H29 年度 77.0% → H31 年度 80% ・病院の看護師の充足率 H29 年度 96.4% → H31 年度 97%	
事業の内容 (当初計画)	・県内の医療従事者を確保するため、各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・県内の病院及び郡市医師会が、地域医療構想に基づき、二次医療圏域内において必要となる医療従事者の確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。 ・二次医療圏ごとに、医療技術及び提供医療の質の向上を図るため、圏域内の医療従事者を対象とした研修を病院が実施する場合、研修実施に要する経費を県が補助する。(原則として二次医療圏で 1 病院を対象とする。)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・独自に医療従事者の確保に取り組む病院の数 17 病院 ・各医療圏域での研修開催 4 回	
アウトプット指標 (達成値)	・医療従事者確保に取り組む病院の数 16 病院 ・各二次医療圏域での研修開催回数 51 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： R2.10 月に看護職員実態調査及び勤務医師実態調査を実施。 (病院・公立診療所の医師の充足率 R1 年度 79.9%) (病院の看護師の充足率 R1 年度 96.4%)	

	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>充足率は減少しているが、病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動等を支援することにより、県内の医療従事者の確保推進につながった。また、県内の各医療圏域での研修開催にかかる経費を支援することで、医療従事者の研修機会を確保し、医療技術及び提供医療の向上を図ることができ、医療従事者の確保に一定の効果があった。今後、充足率向上に寄与するよう病院等に対し、本事業の活用した従事者確保の取組みについて、引き続き啓発していきたい。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>適切な基準額、対象経費等を設定することにより、コストの低下を図っている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27 (医療分)】 地域医療教育推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 14,500 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標：県内からの医学科進学者数 H28 年度 41 人 → H31 年度 50 人	
事業の内容(当初計画)	継続的かつ安定的な医療提供体制の確保を図るため次の取組を実施する。 ・小中学校がふるさと教育として「地域医療」をテーマとした授業等を実施するために必要な経費を県が補助。 ・中・高校生を対象とした地域医療現場体験事業（院内見学や医師・医学生等との意見交換など）の実施。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ふるさと教育（地域医療）に取り組む小中学校数 150 校 ・体験事業実施数 7 回	
アウトプット指標（達成値）	・ふるさと教育(地域医療)に取り組む小中学校数 127 校 ・体験事業実施数 7 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内からの医学科進学者数 R2 年度 35 人	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>小中学生の時期から地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割を考える機会を与えることで、医師や看護師及び薬剤師などの医療従事者を目指す児童、生徒を増やすことにつながった。</p> <p>また、高校生にも大学受験前に医療機関を見学・体験する機会を与えるほか、他校の生徒と切磋琢磨しながら医療従事への「明確な意志」の確立と必要な「学力の向上」を図る勉強合宿を企画することで、県内からの医学科進学者数の確保に一定程度の効果が得られたが、目標には到達しなかった。令和 3 年度からは当該</p>	

	<p>事業の普及活動や、参加人数制限を設けている医療現場体験等の事業ではオンラインでの実施を検討する等して目標達成を図る。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>各小中学校で工夫しながら授業を構成しており、県が直接実施する場合と比較して、地域の実情に応じて低コストで効率的にふるさと教育を実施することができる。</p> <p>中高生の医療現場体験は、県内医療機関の協力を得ながら生徒の休業期間中に集中して行うことで、最小限の実施回数で効率的に実施している。</p> <p>また、合宿形式の事業にあたっては、県教育委員会と連携・役割分担することで、効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.28 (医療分)】 歯科医療従事者人材確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,745 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県歯科医師会	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内における歯科衛生士の偏在が顕著であるため、歯科衛生士の確保・離職防止を図り、適切な歯科医療提供体制を確保する必要がある。 アウトカム指標：歯科衛生士が勤務する歯科診療所数の維持 (H28.12月 245カ所)	
事業の内容(当初計画)	歯科衛生士の確保や専門性の向上に係る啓発や研修会、歯科技工士養成校の学生との交流・意見交換会などを開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	上記研修会の開催 2回	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科衛生士、歯科技工士を雇用する立場である歯科医院管理者 (歯科医師) を対象とした研修を開催 (H30年度1回)</li> <li>・歯科衛生士 (現職・復職希望者)、歯科医師等を対象とした復職応援セミナーの開催 (H30年度1回)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 歯科衛生士が勤務する歯科診療所 216カ所(H30.12月) 参考：県内養成校卒業生における県内就職率 R1年度：63.9% (DH)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 有資格者の離職防止・復職しやすい環境づくりの支援や、県内での就職促進に向けての事業を実施することにより人材確保を推進することができた。 また、県内養成校学生との交流がきっかけとなり、県内就職にもつながっている。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 島根県歯科医師会へ委託することで、管理者としても離職防止等を考えてもらうことができる。また、復職希望者だけではなく歯科医院へ勤務している歯科衛生士に対しても広く働きかけることができる。</p>	
その他		



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.29 (医療分)】 薬剤師確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,900 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県、県薬剤師会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人口あたりの薬剤師数が少なく、薬剤師不足が深刻であることから、これらの職種においても必要な医療従事者の確保対策を行い、地域における医療提供体制を維持する必要がある。 アウトカム指標：人口 10 万人あたりの薬剤師数の維持 (H28.12 時点 162.2 人)	
事業の内容 (当初計画)	薬剤師を含む医療従事者等の確保・養成が急務であるため、高校生とその保護者、教員を対象としたセミナーを実施し、薬科大学への進学を後押しする。 また、本県からの進学者が多い中国四国地方を中心に薬科大学を訪問するなどし、薬剤師の県内就業を促進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	セミナーへの参加者数 100 名	
アウトプット指標 (達成値)	東部と西部、計 2 か所でセミナー事業を実施した。新たに離島にもテレビ会議システムで東部会場の様子を中継し、合計 126 名の参加があった。 薬科大学の訪問については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内病院における薬剤師の充足率 H30 年度：81.0% → R 元年度：84.1% → R2 年度：85.3% その他、代替的な指標として、病院における薬剤師新規採用率 (不足数に対する雇用数の割合) 15.7% (H29.4) → 22.2% (H30.4) → 28.1% (R2.4)	
	<b>(1) 事業の有効性</b> 本県から薬科大学へ進学を希望している者を後押しし、将来、本県で働く薬剤師のタマゴを育成する。また、各薬科大学に対して本県の薬剤師が不足している状況を訴え、本県での就職を働きかけてもらうことにより、本県での就職を考える薬剤師が増加することが期待できる。	

	<p>本事業により人口 10 万人あたりの薬剤師数は増加し、目標を達成したため、薬剤師の確保に効果があった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>本県への就職の可能性が高い者へ限定して働きかけを行うことにより、コストの低下を図りながら効率的に実施している。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.30 (医療分)】 市町村による医療従事者確保対策事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 3,500 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内市町村	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成 27 年度末までの地域医療再生計画に基づく取組によっても、医師・看護師の不足など地域の医療提供体制は厳しい状況が続いており、医療従事者確保対策を継続的に実施し、地域における医療提供体制を維持する必要がある。	
	アウトカム指標： ・病院・公立診療所の医師の充足率 H28 年度 75.5% → H31 年度 80% ・病院の看護師の充足率 H28 年度 95.7% → H31 年度 97%	
事業の内容(当初計画)	地域において必要とされる医療従事者を確保するため、当該地域出身の医学生等への働きかけを強化し、地元での勤務に結びようとする市町村の取組を強化するなど、市町村が独自に取り組む医療従事者の確保・養成のための活動経費への補助を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	医療従事者確保対策に取り組む市町村 7 市町村	
アウトプット指標(達成値)	令和元年度は実績がなかった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 30 年度計画分は執行していない。	
	(1) 事業の有効性 実績がなかったため、内容等の見直しが必要である。 (2) 事業の効率性 平成 30 年度計画分は執行していない。	
その他		